

様式第1号（第27条関係）
随意契約結果書（7年10月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
1	情報センター	ガバメントクラウド接続 サービスの使用（副回線）	令和7年10月28日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目9 番9号	¥3,459,500	第2号	自治体情報システムの標準化・共通化対応におけるガバメントクラウドへの接続方法については、市町毎の個別接続及び中讃広域からの共同接続について検討を行っていた中、四国行政システム株式会社より株式会社TOKAIコミュニケーションズ提供のイーサネットサービス「BroadLine（ブロードライン）」とソフトバンク株式会社提供のデータ通信網サービスを用いた中讃広域情報センター経由での共同接続について提案を受け、システム研究会にて検討協議した結果、費用面・運用面共にメリットがあることから当該提案を採用することが決定している。 契約については、サービス提供事業者である株式会社TOKAIコミュニケーションズとの直接契約が行えないこと、並びに本契約のサービスがガバメントクラウド接続ネットワークと密接に関連することから、当該ネットワークの構築事業者であり、問題発生時の速やかな対応や責任の所在明確化に期待できる四国行政システム株式会社と契約いたしたい。 なお、ガバメントクラウドとの接続については令和6年10月に主回線の整備を行い、標準化移行準備作業に利用されており、関係市町の一部業務については既に標準化本稼働を迎えた状況である。本契約は当該接続の冗長性を確保するため、副回線を整備することを目的としている。